富津市自家用大型貨物自動車等物価高騰支援給付金のご案内

地域経済を支える物流の安定的な維持、確保のため、物価高騰等により事業の運営に支障が生じている中小企業者等に対して、事業の継続を支援するため、給付金を支給します。

対象者

下記のいずれにも該当する中小企業者又は個人事業者となります。

・市内に本店又は主たる事業所を有していること。

・申請時点において１年以上現在の事業を営んでおり、
　かつ、引き続き市内で事業を継続する意思を有していること。

・自動車リース事業者でないこと。

・事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

対象車両

令和５年７月１日時点で有効な自動車検査証の交付を受けており、かつ、現に支給対象者が自らの事業のために使用している自動車で、下記の要件を満たす車両。

自動車検査証の記載事項	対象要件		
	自家用大型貨物自動車	事業用乗用自動車	事業用特種用途自動車
登録年月日／交付年月日	令和５年７月１日以前		
自動車の種別	「普通」	「普通」「小型」「軽自動車」	
用途	「貨物」	「乗用」	「特種」
自家用・事業用の別	「自家用」(白ナンバー)	「事業用」(緑・黒ナンバー)	
最大積載量・車両総重量	最大積載量６.５㌧以上 または 車両総重量１１㌧以上		
使用者の氏名又は名称、住所	申請者と同一の中小企業者又は個人事業者		
使用の本拠の位置	富津市内の住所地		
有効期間の満了する日	交付申請書を提出する日以降		

給付金の額

自動車１台につき３万円（１事業者につき１５万円（５台）まで）

申請期限：令和5年１１月３０日（木）まで

郵送の場合：当日消印有効　オンライン申請の場合：当日２３時５９分まで

＜お問合せ＞
富津市商工観光課
電話番号：０４３９－８０－１２８７
［受付時間］平日 午前８時３０分～午後５時１５分

富津市自家用大型貨物自動車等物価高騰支援給付金提出書類確認リスト

申請に必要な書類	法人	個人	オンライン	郵送	チェック欄
富津市自家用大型貨物自動車等物価高騰支援給付金交付申請書兼請求書（第１号様式（第７条関係）） ★	○	○	所定のフォームよりデータ送信	所定の様式で提出	□
誓約書兼同意書　★	○	○			□
振込先口座を確認できる書類（通帳の写し等）	○	○	📷写真(画像)で取り込み送信	封筒に同封	□
自動車検査証（車検証）の写し ※申請する全ての車両に係る車検証の写しが必要です ※令和５年１月以降に自動車検査証（電子車検証）が交付された場合は「自動車検査証記録事項」の写し（軽自動車除く）	○	○	スキャナ(PDF)で取り込み送信		□
【事業用車両（緑・黒ナンバー）の場合】 申請者名義の貨物自動車運送事業に係る許認可書又は届出書の写し	○	○	📷写真(画像)で取り込み送信		□
履歴事項全部証明書 （3か月以内に発行されており、かつ申請時の代表者氏名の記載のあるもの）	○		スキャナ(PDF)で取り込み送信		□
本人確認書類の写し（原則、顔写真付きのもの）		○	📷写真(画像)で取り込み送信		□
直近の所得税の青色申告決算書（又は収支内訳書）の写し		○	スキャナ(PDF)で取り込み送信		□

★印の書類は市のホームページからダウンロードが可能です。
また、商工観光課窓口・各公民館・天羽行政センター・富津市商工会で配布しています。

申請方法

① 郵送

≪郵送先≫ 〒293-8506 千葉県富津市下飯野２４４３番地
富津市役所　商工観光課　宛

※提出の際には、簡易書留、レターパックなど郵便物を追跡できる方法での提出をおすすめします。普通郵便等で郵送した場合の事故についての責任は負えません。

② オンライン申請

次のURLより手続きに進み、必要事項を入力してください。
https://logoform.jp/form/v3ao/328715

支給対象要件、申請様式、Ｑ＆Ａなど、
詳しくは市のホームページをご確認ください ⇨